

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員が仕事と子育て、家庭との調和を図り、全員が働きやすくなるよう雇用環境の整備を行い、その能力が十分発揮出来るよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

【目標①】 長時間労働是正の為、所定外労働時間の削減を行う。

《方 策》

- 令和2年4月～ ・毎月の所定時間外管理表にて状況を把握し、管理者が指導する。  
原因の調査等をふまえ、個人指導を行う。
- 〃 ・長時間労働是正の掲示物を掲示し、周知徹底する。
- 〃 ・従業員確保のための引続きの採用活動の継続。

【目標②】 年次有給休暇の取得促進

《方 策》

- 令和2年4月～ ・有給休暇取得率と取得できない原因の調査
- 〃 ・社内広報誌にての周知徹底
- 〃 ・管理職に対する研修の実施
- 〃 ・従業員確保のための引続きの採用活動の継続。

【目標③】 若年者の就労促進のための機会の提供

《方 策》

- 令和2年4月～ ・学校等からの就労体験やインターンシップの受入れ。
- ・業界PRのための広報活動の継続。

祐徳自動車株式会社  
統括部 総務部